

## 【保育分野】 規制改革事項について

## 1. 国家戦略特区

## &lt; 特例措置 &gt;

規制改革事項	概要	実現時期等	初活用自治体
地域限定保育士	<b>「地域限定保育士」の創設(政令市による当該保育士試験の実施を含む)</b> 保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。 地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。	2015年 7月 特区法成立	神奈川県、成田市、大阪府、沖縄県、仙台市
地域限定保育士(実施主体)	<b>多様な主体による地域限定保育士試験の実施</b> 地域限定保育士試験の指定試験機関について、公正、適正かつ確実な試験の実施を担保した上で、株式会社を含む多様な法人を活用可能とする。	2017年 6月 特区法成立	神奈川県
小規模認可保育所(対象年齢)	<b>小規模認可保育所における対象年齢の拡大</b> 待機児童の多い特区において、現在、原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみの保育等を行うことを可能とする。	2017年 6月 特区法成立	成田市、大阪府
地方裁量型認可化移行施設	<b>地方裁量型認可化移行施設の設置</b> 「認可化移行施設」を基にして、待機児童が多い都道府県が保育の質の確保・向上を図りつつ、積極的に待機児童解消に取り組めるよう、保育所等への移行を希望する施設や保育士不足のため保育所等としての事業を休止した上でその再開を目指し、認可外保育施設として事業を継続する施設について、所要の講習・研修を経た保育従事者を一定割合配置する等、都道府県が自ら定める基準を満たした場合に支援を行うことによる保育の受け皿整備を可能とする。	2019年 4月 通知	—

## &lt; 全国展開 &gt;

小規模認可保育所	<b>小規模認可保育所に対するバリアフリー法の適合免除の明確化</b> 自治体がバリアフリー法の規定に基づき、条例により、保育所等を同法の基準の適合対象にしようとする場合に、共同住宅の用途変更により設置しようとする小規模認可保育所については、同基準を満たさなくてもよい旨を自治体が明確化できるよう、同法の合理的な運用を促すための措置を講じた。	2016年 6月 通知	
保育士配置	<b>保育所等における保育士配置の特例</b> 保育所等における保育士配置について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことにより、保育士の数を1名とすることを可能とする。	2016年 4月 省令	
保育所整備(採光規定)	<b>保育所の円滑な整備等に向けた採光規定の緩和</b> 都市部における保育所の円滑な整備を後押しするため、既存のオフィスビル等の用途を変更し保育所が設置できるよう、建築基準法の採光のための窓に関する規定を見直す。	2018年 3月 告示	

## 2. 構造改革特区関係

特定事業(特定事業番号)	概要
公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(920)	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。 (一部全国展開:3歳以上児に限り、平成22年6月から全国展開)
児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業(939)	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。
公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業(2001)	公立の幼保連携型認定こども園における3歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。